**羽生市ＮＥＴ１１９緊急通報システム運用要綱**

**（趣旨）**

**第１条　この要綱は、聴覚、発話等に障がいを有する者が容易に緊急通報を行えるよう、羽生市ＮＥＴ１１９緊急通報システム（以下「ＮＥＴ１１９」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。**

**（定義）**

**第２条　この要綱において、ＮＥＴ１１９とは、インターネットを利用することができる携帯電話、スマートフォン等の携帯通信端末（以下「携帯通信端末」という。）を利用して、簡単な操作で素早く消防機関へ通報を行うことができるシステムをいう。**

**（対象者）**

**第３条　ＮＥＴ１１９を利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。**

**（１）　聴覚、発話等に障がいを有すること又はこれに準ずる状態により通話による消防機関への緊急通報が困難である者**

**（２）　市内に在住し、在勤し、又は在学する者**

**２　前項の規定にかかわらず、消防長が特に必要と認める者は、ＮＥＴ１１９を利用することができる。**

**（登録の申請）**

**第４条　ＮＥＴ１１９を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定めるＮＥＴ１１９緊急通報システム登録規約に同意の上、羽生市ＮＥＴ１１９緊急通報システム登録申請書兼承諾書（様式第１号。以下「申請書」という。）を消防長に提出しなければならない。**

**（登録の審査）**

**第５条　消防長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者の情報をＮＥＴ１１９に登録するものとする。**

**２　消防長は、登録した旨を申請者のメールアドレスに通知するものとする。**

**（変更等の届出）**

**第６条　前条の規定による登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、次の各号のいずれかに該当した場合は、羽生市ＮＥＴ１１９緊急通報システム利用登録変更届出書（様式第２号）を消防長に提出しなければならない。**

**（１）　申請書の記載事項に変更が生じたとき。**

**（２）　ＮＥＴ１１９の利用に係る携帯通信端末を変更したとき。**

**（３）　ＮＥＴ１１９の利用を中止するとき。**

**（登録の取消し）**

**第７条　消防長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の登録を取り消すことができる。**

**（１）　前条第３号の規定による届出があったとき。**

**（２）　虚偽その他不正な手段により登録者となったとき。**

**（３）　転居、死亡その他の事由により、第３条に規定する対象者**

**でなくなったとき。**

**（利用料）**

**第８条　ＮＥＴ１１９の利用に係る料金は、無料とする。ただし、登録者の携帯通信端末におけるＮＥＴ１１９の利用に係る通信費用は、登録者の負担とする。**

**（その他）**

**第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。**

**附　則**

**（施行期日）**

**１　この告示は、令和２年１２月１日から施行する。**

**（準備行為）**

**２　ＮＥＴ１１９の利用に係る登録の申請その他必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても、これを行うことができる。**